

障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について（案）

1. 趣旨

児童福祉行政にとって、子どもが健やかに育つことができるような環境を整えていくことは重要な課題であり、特に、障害児については、随時、障害の状態や家庭環境などを把握した上で、措置や契約の仕組みを利用して障害児施設を活用しつつ、そのような環境を整えていくことが必要である。

このような中、障害児施設への入所に当たっては、平成 17 年の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、保護者と事業者との契約による「契約制度」が導入されたところである。

これにより、障害児施設への入所に関し、契約により行うか、措置により行うかについては、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が、個別に判断することとなった。

このため、この判断の際の参考として、「障害児施設給付費等の支給決定について」(平成 19 年 3 月 22 日付障発第 0322005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、契約と措置に係る判断基準を地方公共団体に対して示したところである。

< 参照 >

「障害児施設給付費等の支給決定について」（抄）

（平成 19 年 3 月 22 日付障発第 0322005 号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第三 障害児に係る支給決定の方法

1 障害児に係る支給決定に係る留意事項

（前略）

なお、次のいずれかに該当する場合であって、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

（なお、「等」の解釈として、

- ・親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合

- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合
等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきである。）

しかし、障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、都道府県等により差が生じているとの指摘があり、「社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日）」等においても、「その判断について都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む）によって差が生じている状況があり、このため、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである」との指摘がされたところである。

そこで本通知は、これを踏まえ、契約及び措置に関する判断につき、誤って運用されていると思われる事例などを踏まえつつ、都道府県等において適切に行われるよう、必要な技術的助言を行うものである。

2 障害児施設の入所に係る契約及び措置の具体的な運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、下記を参考の上、個々の児童の状況を勘案して行うこと。

- (1) 「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」について判断する際には、以下の点に留意すること。
 - ① 児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、虐待のおそれがある場合も虐待等を含めて、柔軟に対応すること。
 - ② 虐待等が見受けられる場合には、保護者が契約することが可能かどうか、保護者に利用契約の意思があるかどうかに関わらず、個別の事情を勘案して入所等の必要性があれば措置とすること。
 - ③ ある児童を措置した場合、当該児童のきょうだいも自動的に措置にするのではなく、対象児童及び家庭の個別事情を総合的に勘案し、措置にするかどうかを判断すること。
- (2) 保護者が利用料を滞納または未納している場合には、以下の点に留意すること。
 - ① 保護者が利用料を滞納していることだけをもって、措置としないこと。
ただし、利用料の滞納などにより契約の解除がなされた場合であって

も、引き続き対象児を入所させることが必要な場合は、措置とすること。

- ② 事業者の意向ではなく、障害児の状態等から措置にするかどうかを個別に判断すること。

なお、事業者が正当な理由がなく、契約を拒む場合は、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第10条等に抵触するため、必要に応じて、当該事業者の指定権限者である都道府県等と相談して必要な対応をとること。

(3) その他、以下の点に留意すること。

- ① 18歳以上の者については、一律に契約とするのではなく、個々の状況を判断し、適切に対応すること。
- ② 里親及びファミリーホームに委託されている障害児が障害児通園施設(児童デイサービス事業を含む)を利用する場合には、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について(平成21年3月31日付障障発第0331004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に示したように、措置に基づく扱いとすること。
- ③ 契約または措置で入所した場合でも、児童や家庭等の状況の変化に応じて、契約から措置へ、また措置から契約へと柔軟に対応すること。
- ④ 民法上、対象児童の保護者以外の者(保護者でない祖父母など)と契約することはできないこと。

3 障害児施設に障害児が入所した後の児童相談所等の関わり

障害児が契約や措置により障害児施設に入所した後も、子どもが健やかに育つことができるような環境を確保する観点から、児童相談所及び都道府県等は、「児童相談所運営指針」等を踏まえつつ、障害児、障害児の保護者及び施設等から継続的に情報を収集した上で適切な支援を行うこと。